

答 申 第 4 号
平成25年9月20日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 佐々木 豊 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年11月26日付け芦固審発第92-1号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

芦屋市〇〇町〇番〇の宅地等に係る平成21年度固定資産評価審査申出（芦固審第
11, 12号）に関して請求人が主張した〇〇町〇〇の前数年間における実際の売買
取引価額を芦屋市固定資産評価審査委員会が調査した記録及びその附属書類の公開請
求についてなされた平成24年10月18日付け公文書公開請求却下決定処分に対す
る異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年10月18日付け芦固審発第77-1号で芦屋市〇〇町〇〇番〇〇の宅地等に係る平成21年度固定資産評価審査申出（芦固審第11, 12号）に関して請求人が主張した〇〇町〇〇の前数年間における実際の売買取引価額を実施機関が調査した記録及びその附属書類（以下「本件公文書」という。）の公文書公開請求に対する却下決定を行ったことは結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成24年10月4日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件公文書の公開請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成24年10月18日付け公文書公開請求却下処分（芦固審発第77-1号）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 芦屋市固定資産評価審査委員会規程等により公開請求文書の閲覧及び写しの交付ができるとして却下処分を受けた。そこで、速やかに委員会宛に公開請求文書の閲覧等を書面で請求したところ、委員会は公開請求文書の閲覧及び写しの交付はできないとした公文書を申立人へ郵送してきた。本件決定処分では閲覧できるとして却下処分を行った。処分に従い閲覧請求すると委員会は閲覧等を拒否した誤りがあるため、速やかに公開すべきである。
- (2) 本件委員には、玄人である不動産鑑定士が不動産評価のプロとして1名選任されている。事案の方向性は課税課との交渉で他の委員が権限を行使したとしても、本件審査請求に係る不動産の評価は、プロの鑑定士がその職責において必要なデータ（公開請求文書）であり調査を行い検討されている記録であるから速やかな文書公開を求める。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書において述べている本件事案の経過と決定理由は次のように要約される。

- (1) 当委員会は、申立人の平成21年度固定資産評価審査申出事案に関する資料の公文書公開に係る請求であるので、審査申出人は地方税法第433条第10項（以下「法第433条第10項」という。）及び芦屋市固定資産評価審査委員会規程第9条（以下「規程第9条」という。）の規定により、関係文書を閲覧に供することができるため、条例施行規則第3条第1項第2号の規定に該当するので、請求を却下した。
- (2) しかしながら、申立人が請求する文書は当委員会にはないので、異議申立人に対する決定通知の際、通知文書「公文書公開請求に対する決定書の送付について（通知）」（平成24年10月18日付け芦固審発第77-2号）にて、請求の文書は当委員会にはないことをお知らせした。
- (3) 平成24年10月28日付け（10月29日実施機関收受）文書で異議申立人から規程第9条の規定に基づく閲覧請求があった。
- (4) 閲覧請求文書は当委員会にはないので、「芦屋市固定資産評価審査委員会規程第9条に基づく閲覧請求について（回答）」（平成24年11月1日付け芦固審発第81号）にて、請求の文書は当委員会にはないことを回答した。

第4 審査会の判断

- 1 条例第18条は、「法令又は他の条例に定めがあり、別に定められた手続によって、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の写しの交付を受けることができる場合については適用しない。」と規定している。他方、法第433条第10項は「固定資産評価審査委員会は、第3項の規定によつて提出させた資料又は前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。」と定め、規程第9条は「委員会は、法第433条第3項の規定によつて提出させた資料及び審査議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。」と定めている。

そこで、実施機関は、本件公文書につきこの閲覧の制度があることを理由に、条例第18条を適用して本件却下処分を行った。

確かに、異議申立人が公開を求めているのは、平成21年度固定資産評価審査申出に関し実施機関が調査した記録及びその附属書類であるが、それらは、「法第433条第3項の規定によつて提出させた資料及び審査議事及び決定に関する記録」に該当すると解することができるから、条例第18条を適用して本件却下処分を行ったことは必ずしも誤りではない。

他方、実施機関は本件公文書は存在しないと主張しており、異議申立人が行っ

た規程第9条に基づく閲覧請求に対しても本件公文書が存在しない旨を回答している。そうすると、異議申立人は規程第9条の閲覧制度により本件公文書を閲覧することを求めても、閲覧はできないことになる。

本件では、本件公文書の存否及び条例第18条の適用の有無に関する実施機関の判断を前提とすると、却下決定と不存在決定のどちらを行うべきかという問題があるが、本審査会は、形式的な判断によって却下決定を下すよりも、事の実質を示すという意味において、不存在決定を行うことが適切であったと考える。また、不存在決定では理由が提示されるはずである。

もっとも、本件では、実施機関が却下処分を取り消し、不存在決定を行っても、本件異議申立人の公開請求の実現に資するわけではない。

したがって、本審査会としては、本件のような事案では、却下決定よりも不存在決定の方が適切であるという見解を述べるにとどめる。「第1 審査会の結論」において、「却下決定を行ったことは結論において妥当である。」と述べているのは、この意味においてである。

2 なお、実施機関は、異議申立人に却下の決定を平成24年10月18日付け芦固審発第77-2号「公文書公開請求に対する決定書の送付について（通知）」により通知する際に、異議申立人が請求する文書が実施機関にはない旨を通知しており、実施機関に批判すべき落ち度があったとは言い難い。

もっとも、この通知では、実施機関は本件公文書が存在しない旨の理由については何ら説明をしていない。この点は、実施機関が、平成25年1月21日の意見聴取において次のように述べているところである。

「申立人が求められている売買実例価格について、課税庁で行っている本市固定資産の評価方法と併せて説明します。まず、土地の評価は、市内を100程度のブロックに分割して標準地を設定し、課税庁より依頼した不動産鑑定士が当該標準地を鑑定します。課税庁は、鑑定された鑑定評価価格を基に、ブロック内の路線に価格を振った路線価を用いて画地計算を行います。不動産鑑定士が鑑定する際に売買実例価格を用いて計算を行っており、鑑定書にも売買実例価格の記載はありますが、あくまで標準地の価格になります。このため、…個別の地区の売買実例価格を課税庁が調査するということはありません。また、審査庁である当委員会では把握することはありません。」

これは、本件公文書不存在の理由を示すものと考えられる。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月26日	諮問書の受理
平成25年 1月21日	諮問実施機関の意見陳述 第1回審議
平成25年 2月18日	異議申立人の意見陳述 第2回審議
平成25年 4月 5日	第3回審議
平成25年 5月23日	第4回審議
平成25年 6月27日	第5回審議